

税務の話題

相続に関する法律…「民法」と「相続税法」のこと
大改正で、新しい権利（配偶者居住権）が規定されました！

「いつも身近な話題」にはならないけれど、避けては通れないのが「相続」——。
“エンディングノート”や“終活”という言葉をよく聞くようにはなったものの、いざ身内で話すとすると
まだまだ日本では、“タブー”の意識が強いように思います。
今月は、この欄でまだお伝えしていない改正内容を含めた、「相続」のお話です。



「相続」に関する法律は2つ...？ はい、「民法」と「相続税法」があります！

民法(私人間の権利義務を規律)のなかの[相続法]で
誰がどれだけの財産をもらえるか を規定

↓ ↓
[相続税法]で 取得した財産について
相続税額の計算を規定



「配偶者は1/2」といった
法定相続分は
[民法]で定められています。

[相続税法]は、「相続税」と
「贈与税」が規定されているため、
“一税法二税目”といわれます。

「民法(相続法)」の大改正...？ はい、実に約 40 年ぶりです！

相続法は、1980 年(昭和 55 年)に改正が行われて以来、
大きな改正はありませんでした。
社会環境の変化に対応するよう、昨年7月に改正されました。



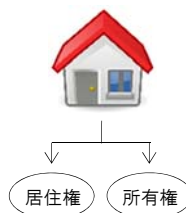
改正で創設された「配偶者居住権」を解説！



どんな権利？

簡単に言うと…「被相続人の建物に住んでいた配偶者が
その建物に住み続けることができる権利」のこと。

売ったり貸したりすることができない権利となるため、評価額が抑えられ、
住む場所の心配をすることなく、他の財産を受け取ることでできる可能性が高くなるのです。



評価額は？

「平成 31 年度 税制改正大綱」では、次の通りとされています。

① 配偶者居住権

建物の時価－建物の時価 × (残存耐用年数－存続年数) ÷ 残存耐用年数
× 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

② 配偶者居住権が設定された建物(居住建物)の所有権

建物の時価－配偶者居住権の価額(上記①)

施行は
2020 年 4 月 1 日！

2015 年より基礎控除額が下がり、相続税を納める対象となる方が増えているのは事実です。
いわゆる「富裕層」や「資産家」でなくても、無関係とは言えなくなっているようです。

簡単ではありませんが、少しずつでも、ご家族で考えていきたい話題かもしれませんね。

(ご心配なことがありましたら、お気軽にお話しをお聞かせください。)